日調連発第２７２号
令和元年１２月１７日

各土地家屋調査士会長　殿
連　合　会　役　員　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いに係る通達について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、下記の政令及び省令は、下記ＵＲＬ（インターネット版「官報」）に掲載されております。

記

１　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 182 号）
https://kanpou.npb.go.jp/20191213/20191213g00184/20191213g001840006f.html

２　不動産登記規則の一部を改正する省令（法務省令第 44 号）
https://kanpou.npb.go.jp/20191213/20191213g00184/20191213g001840174f.html

法務省民二第６６３号
令和元年１２月１３日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達）

不動産登記規則の一部を改正する省令（令和元年法務省令第４４号。以下「改正省令」という。）が本月１６日から施行されることとなりましたが，これに伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについては，平成１７年１２月６日付け法務省民二第２７６０号通達「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」（以下「施行通達」という。）によるもののほか，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「法」とあるのは不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）を，「令」とあるのは不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を，「規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）をいいます。

記

１　改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号）によって住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）が改正され，同法第３０条の９の規定により同法別表第一に掲げる地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができる国の機関等が行う事務に，法第

１３１条第１項に規定する筆界特定の申請に関する事務が追加された。

そこで，筆界特定の申請における申請人の負担の軽減等を図るため，規則第２０９条第１項第６号に規定する所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所が登記記録と合致しないときに提供しなければならないこととされている当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する情報（以下「住所変更証明情報」という。）について，令第９条及び規則第３６条第４項と同様の規定が整備された。

２　規則第２０９条第６項の規定により住民票コードが提供された場合の取扱い

(1) 住民票コードの提供

筆界特定の申請をする場合において，所有権の登記名義人又は表題部所有者の住民基本台帳法第７条第１３号に規定する住民票コード（当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは，当該住民票コードの提供をもって，当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとされた（規則第２０９条第６項）。

同項の規定により所有権の登記名義人又は表題部所有者の住民票コードを提供する場合において，申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者であるときは，法第１３１条第２項第２号の「申請人の住所」に続けて，申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは，規則第２０７条第２項第３号の「所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所」に続けて当該住民票コードを記録して差し支えない。

(2) 住民票コードが提供された場合の取扱い

規則第２０９条第６項の規定により所有権の登記名義人又は表題部所有者の住民票コードが提供された場合には，地方公共団体情報システム機構から当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所情報（その変更に係る情報を含む。）の提供を受け，当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認するものとする。

提供された住民票コードが所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを確認することができないものである場合には，住所変更証明情報（住民票の写し等）の提供を要する

（施行通達の第３の２１及び２３）ことから，申請人に対して補正の機会を与えるものとする（施行通達の第４の６５及び６６）。